

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第5版

平成28年3月
平成29年3月改訂
平成30年3月改訂
平成31年3月改訂
令和2年3月改訂

横手市

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (目次)

I. はじめに

- 1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 人口の動向（横手市人口ビジョンから）

- 1. 人口予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 自然減及び社会減の要因分析・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 人口減少がもたらす地域への影響イメージ・・・・ 7

III. 基本的視点

- 1. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則・・・・・・ 8
- 2. 人口の将来展望（横手市人口ビジョンから）・・・・ 8
- 3. 横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な視点・・・・ 9
- 4. めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV. 基本目標と施策の基本的方向

- 1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 施策の基本的方向と主な事業、客観的な指標・・・・ 13
 - 基本目標1：横手に住む価値を持ち、定住する若者が増えている・・・・ 13
 - ① 若者が、横手で定職に就ける、起業できる仕組みが整っている
 - ② 横手の魅力が内外に知られ、横手の「豊かなくらし」を楽しむ若者が増えている
 - 基本目標2：横手で家庭を持つ若者が増えている・・・・ 17
 - ③ 横手で若い夫婦の数が増えている
 - ④ 希望どおりの子どもの数が持てる仕組みが整っている
- 3. 主な事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

V. 検証体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

I. はじめに

1. 策定の趣旨

日本は、人口の減少と超高齢化という大きな課題に直面しています。民間のシンクタンクが設立した人口問題等に関する会議体によると、地方においては、若者の東京圏への流出や、未婚・晩婚・晩産化による出生数の減少等により、人口減少の進行が著しく、地域活力の低下にとどまらずに多くの市町村が消滅する恐れがある、との分析がなされています。

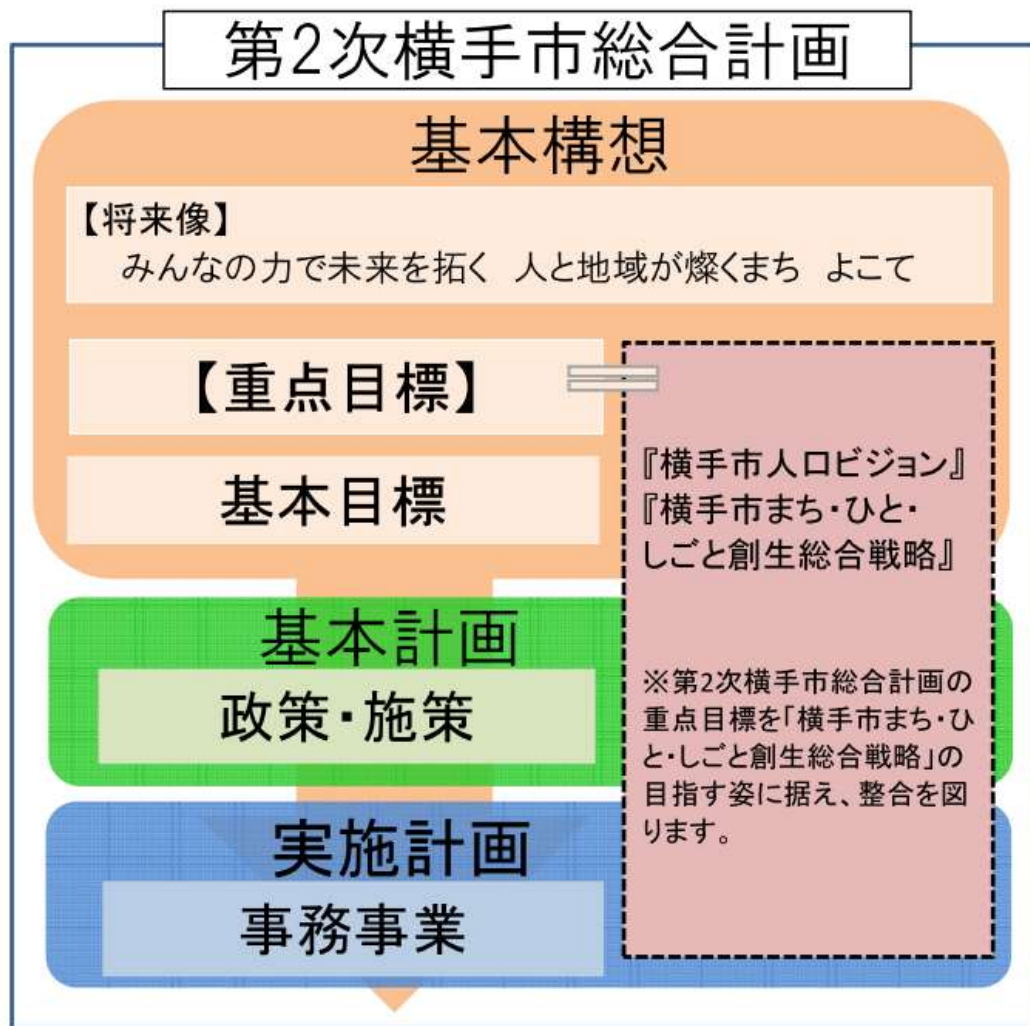
国では、こうした急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すため、「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）」を制定し、平成 26 年 9 月には、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

また、同年 12 月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられ、国・地方を挙げた地方創生の取り組みが進められています。

この「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、横手市が将来にわたって持続可能な社会を構築し、まち・ひと・しごとの創生を実現するため、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、短中期的な目標と方向性、具体的な施策をまとめたものです。

2. 位置づけ

「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、別に策定する「横手市人口ビジョン」とともに、国及び秋田県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、第2次横手市総合計画（平成28年度～令和7年度）基本構想に位置付ける2つの重点目標を基軸として、人口減少の克服を目指すための個別重点プロジェクトと位置づけます。



3. 対象期間

「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の対象期間は、平成27年度から令和2年度までの6年間とします。

Ⅱ. 人口の動向（横手市人口ビジョンから）

1. 人口予測

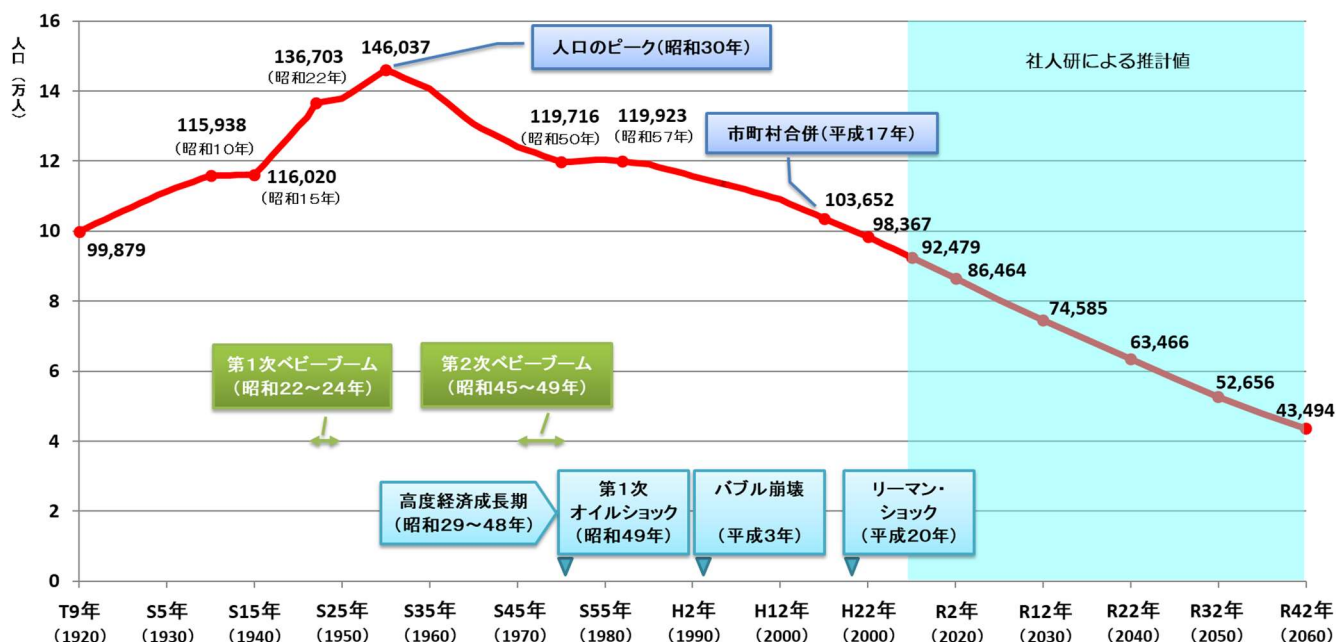
（概況）

本市では、戦中～戦後にかけて人口が急増し、昭和 30（1955）年に人口のピークである 146,037 人となりました。それ以降、大幅な社会減が続き、昭和 50（1982）年にかけて人口は急激に減少しました。その後、一旦減少に歯止めがかかるものの、昭和 57（1982）年から再度減少が始まり、以後、減少傾向が続いています。

平成 17 年 10 月 1 日には旧横手市・平鹿郡の 1 市 5 町 2 村の合併により現在の横手市が誕生し、同年実施された国勢調査では人口は 103,652 人でしたが、平成 22（2010）年には 98,367 人となり、5 年間で 5 千人以上が減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後の市人口は急激に減少しつづけ、令和 22（2040）年には 63,466 人、令和 42（2060）年には 43,494 人となり、平成 22（2010）年と比較して、約 56%減少すると推計されています。【図 1】

【図1】総人口の推移と将来推計



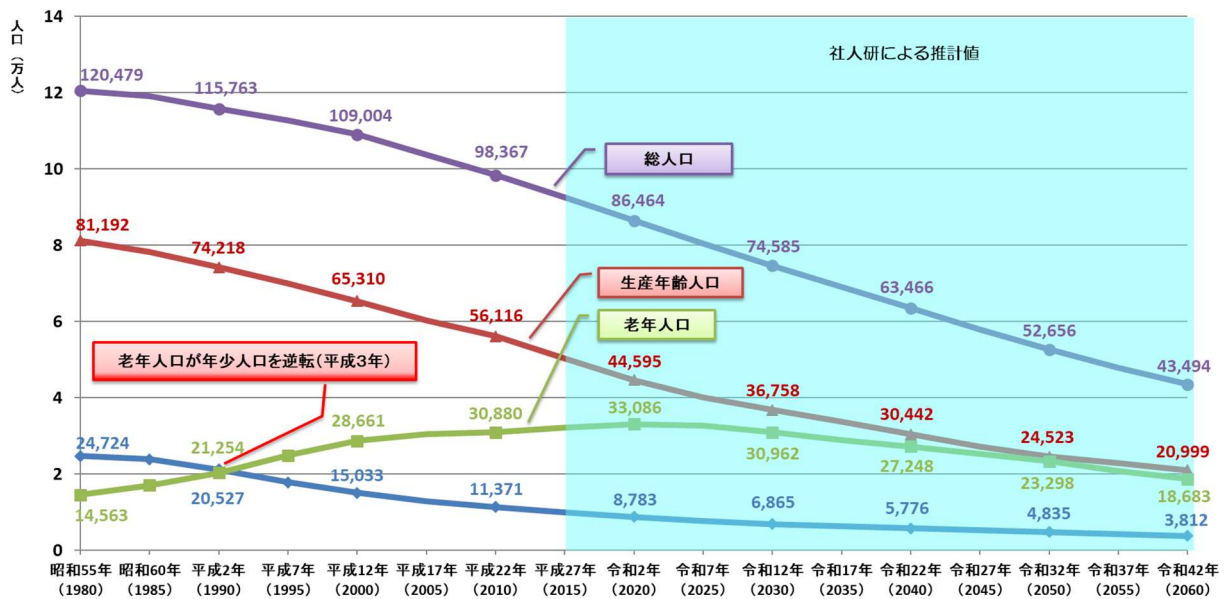
（年齢 3 区分別人口の状況）

生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55（1980）年以降、減少傾向が続いています。また、平成 3（1991）年には老年人口（65 歳以上）と年少人口（0～14 歳）の逆転が始まっています。老年人口は以後も増加を続けており、一方で減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつあります。【図 2】

構成比率の推移で見ると、年少人口と生産年齢人口の比率が年々小さくなる一方で、老年人口の占める比率が大きくなってきていることがわかります。

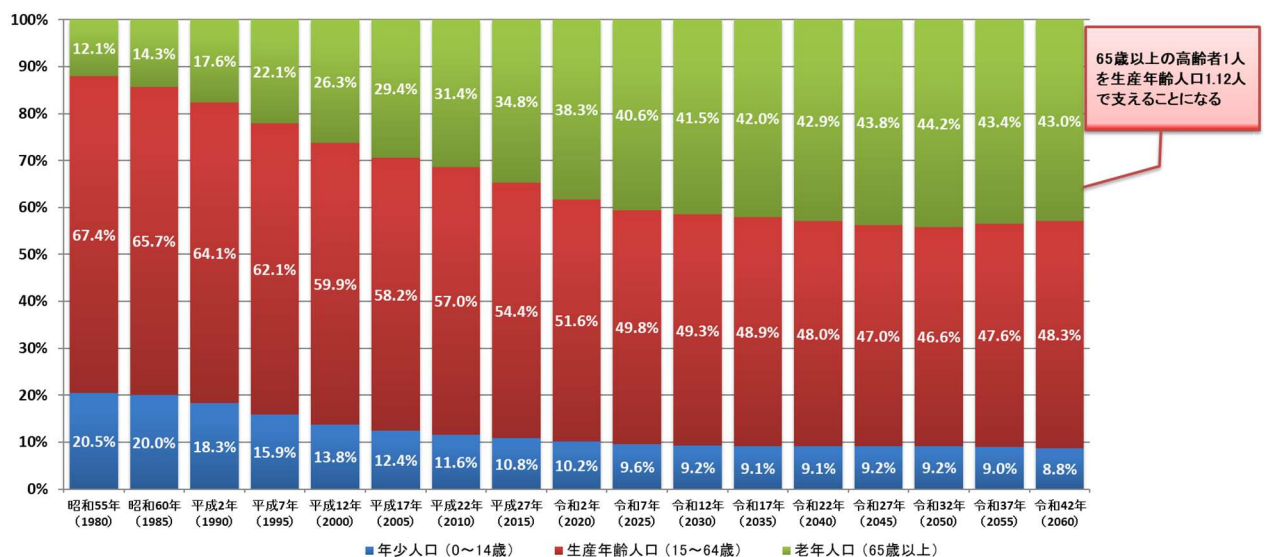
【図 3】

【図2】年齢 3 区分別人口の推移



資料：平成22(2010)年までは国勢調査、平成27(2015)年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 (H25.3.27公表)

【図3】年齢 3 区分別人口構成比率の推移



資料：平成22(2010)年までは国勢調査、平成27(2015)年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 (H25.3.27公表)

2. 自然減及び社会減の要因分析

（自然減）

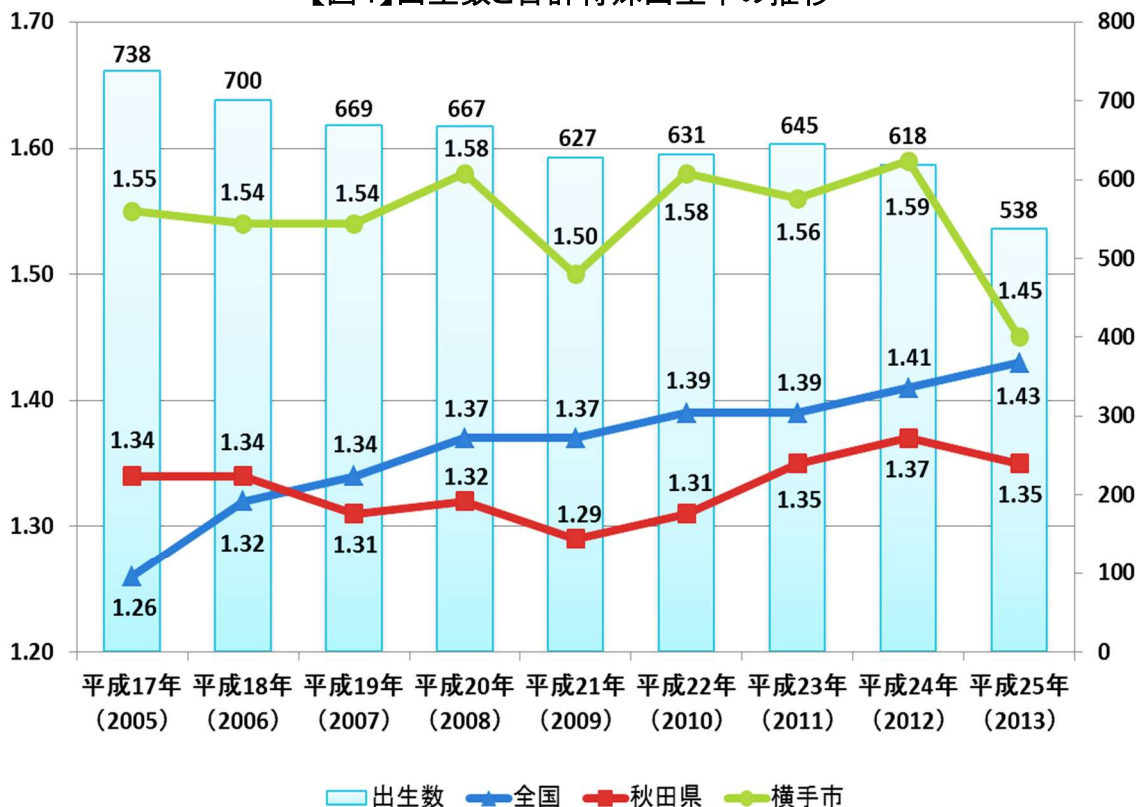
合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数）の推移を見てみると平成21（2009）年に前年比で0.08低下し1.5となったものの、1.55～1.60の間で推移しており、概ね安定しています。秋田県や全国の数値と比較するとやや高い傾向にあります。【図4】

未婚率については、平成2（1990）年と平成22（2010）年と比較すると、男性では30～49歳、女性では25～39歳の各階級で15%以上の未婚率の上昇が見られます。特に男性の40～44歳では22.7%、女性の25～29歳、30～34歳では20.0%と大きな上昇が見られます。

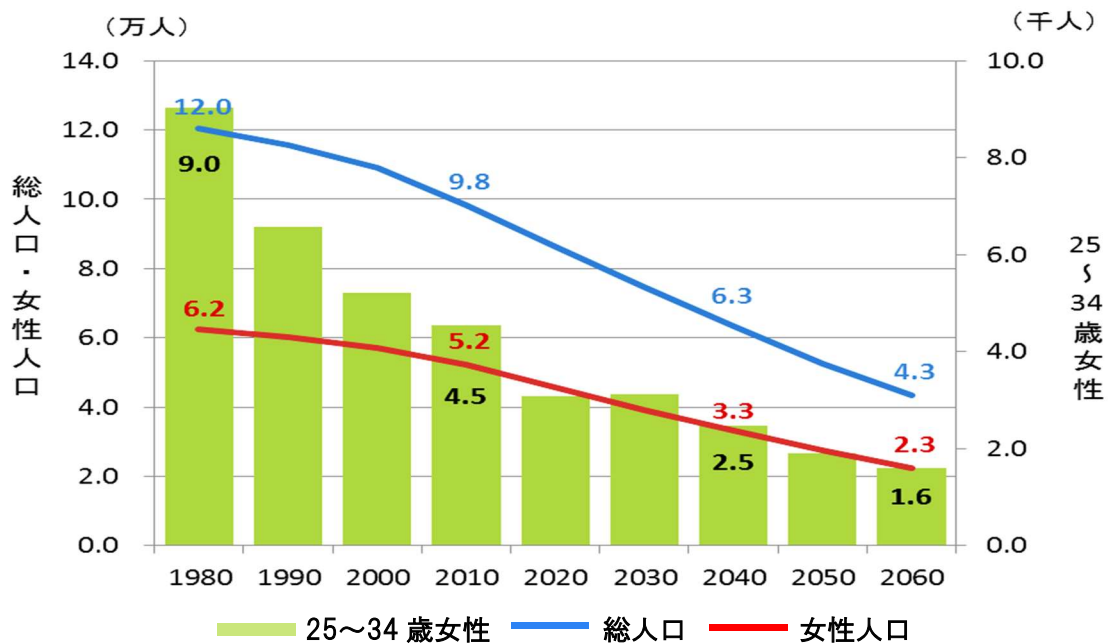
加えて、いわゆる結婚適齢期と一般的に言われている25～34歳の女性人口は、昭和55（1980）年には、約9,000人でしたが、平成20（2010）年には、約4,500人に減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和42（2060）年には約1,600人に減少するとされています。【図5】

昭和55（1980）年と令和42（2060）年の比較では、減少率は総人口・女性人口が△63.9%であるのに対して、25～34歳人口では△82.3%と、急速な減少が見込まれます。

【図4】出生数と合計特殊出生率の推移



【図5】総人口・女性人口と 25～34 歳女性

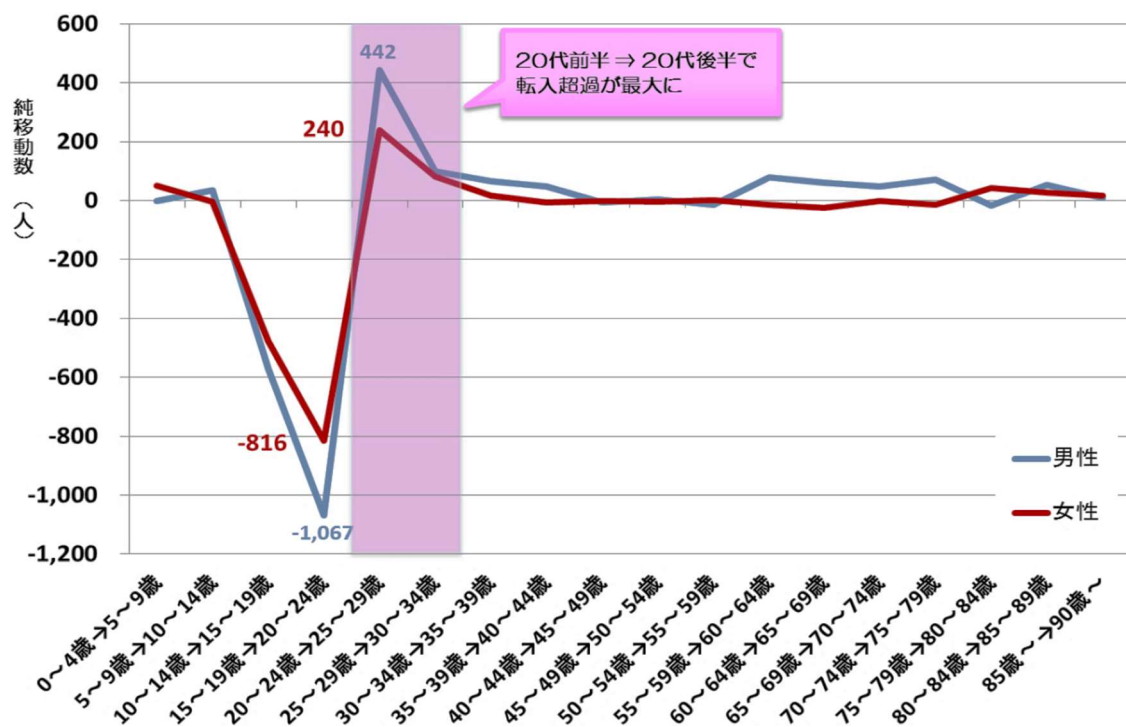


(社会減)

男女とも 10 代後半から 20 代前半になるときに大きく転出超過となる傾向が見られます。これは高校卒業後の進路として、市外の大学・短大などの高等教育機関への進学、あるいは就職のための転出が主な要因と考えられます。

一方で、男女ともに 20 代前半から 20 代後半になるときに一転して大きく転入超過となる傾向が見られます。これは、大学などの卒業後の就職先として本市を選択し、転入する若者が多いことが要因であると考えられますが、10 代後半から 20 代前半になるときの転出超過と比較すると、男性は約 60%、女性は約 70%程度が市外での就職を選択していると推察されます。【図 6】

【図6】平成 17(2005)年⇒平成 22(2010)年の性別・年齢階級別人口移動



3. 人口減少がもたらす地域への影響イメージ

平成 22 (2010) 年には 98,367 人であった本市人口も、令和 22 (2040) 年までには 63,466 人と推計されており、この 35,000 人近い人口減少を現在の市内地域にあてはめてイメージしてみると、

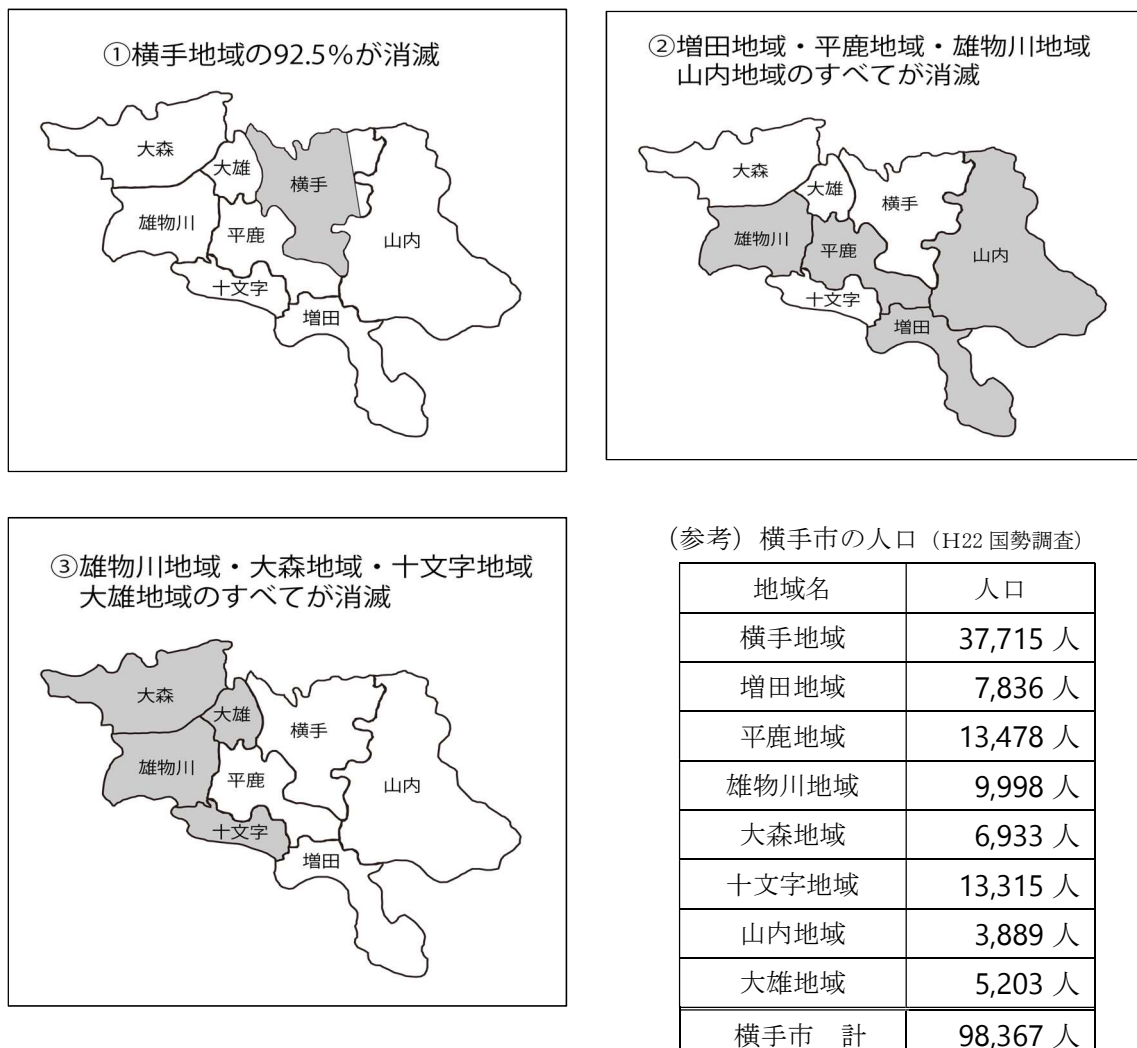
イメージ① 横手地域の 92.5%が消滅

イメージ② 増田地域、平鹿地域、雄物川地域、山内地域の全てが消滅

イメージ③ 雄物川地域、大森地域、十文字地域、大雄地域の全てが消滅
という事態に匹敵します。【図 7】

しかも、この人口減少は、単に 1 世代の減少ではなく、さらなる少子・高齢化を伴って進行することから、生産年齢人口の減少と地域経済の衰退等による税収の減や社会保障費の増などに伴う本市財政の悪化と行政サービスの低下、また地域コミュニティの衰退など、市民生活への大きな影響が明らかであり、これが 25 年後に予想される横手市の姿となります。

【図 7】 将来人口推計による 25 年後の横手市の姿



Ⅲ. 基本的視点

1. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

本市の人口減少を抑制し、将来的に持続可能な地域を実現していくため、国の「総合戦略」で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に沿って取り組んでいきます。

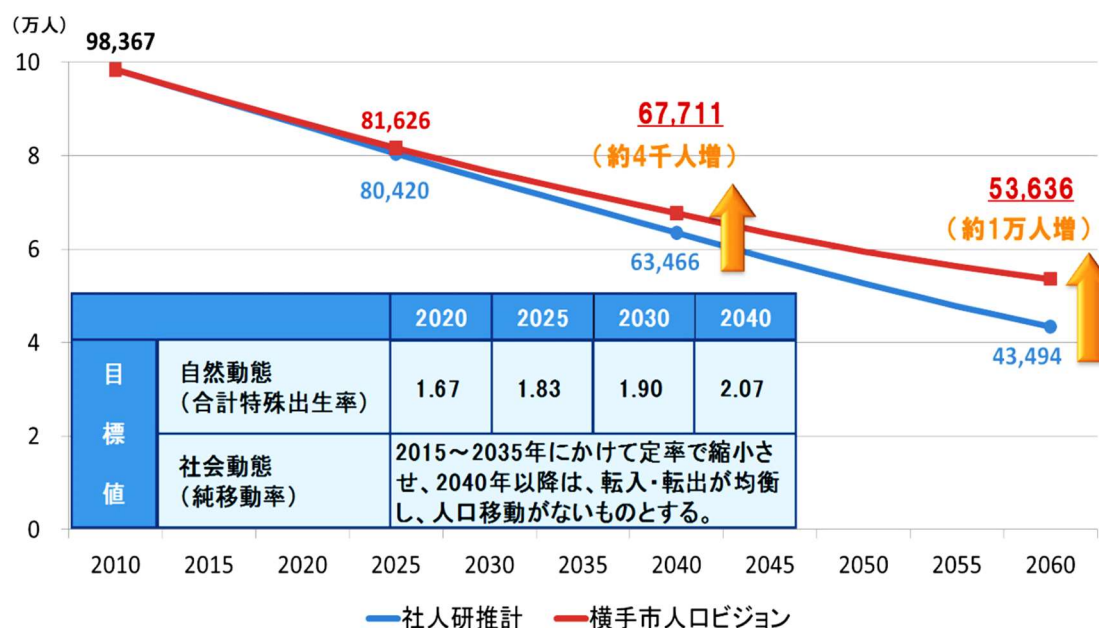
- 自立性・・・施策が継続して展開できる仕組みを構築する。
- 将来性・・・地域の将来を主体的に展望し、取り組む。
- 地域性・・・地域の特性を施策に反映する。
- 直接性・・・産官学金労言の連携を促し、効果的に施策を実施する。
- 結果重視・・・施策効果を客観的に検証する。

2. 人口の将来展望（横手市人口ビジョンから）

自然動態と社会動態に起因する人口減少が継続的に進行すると、生産年齢人口の減少と老年人口の増加につながり、地域社会や地域経済の疲弊などが懸念されます。

こうした状況を克服するためには、出生率を改善するための対策が急務であり、持続可能な地域社会をつくっていく上では、年少人口と生産年齢人口の増加を図る必要があります。

この横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和 22（2040）年の合計特殊出生率を人口置換水準である 2.07 と展望し、市人口が約 6 万 7 千人となることを目指して、各政策の分野横断による取り組みを展開していきます。



3. 横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な視点

「横手市人口ビジョン」における横手市人口の将来展望に示すとおり、総人口の推移としては、今後も減少のトレンドは続くものと考えられます。

この将来展望を踏まえ、人口減少を受け入れつつも、その減少を緩和し、年齢構成を適正なものとするための対策と取り組みを進めます。

具体的には、社会減対策と自然減対策を車の両輪としながら、社会減対策は『ライフシーン（働く、行き交う、学ぶ、暮らす）』ごとに、また、自然減対策は主に若い世代の『ライフステージ（若者と結婚、妊娠と出産、子育て）』ごとに対策を整理して施策に取り組み、市民が横手市で暮らし続けたいと思うまちの実現のため、横手らしさを最大限に活かし、充実した働く場と安心して子どもを産み育てられる環境の構築を進めます。

特に横手市人口ビジョンにおける人口減少の要因分析に基づき、減少要因に直接作用する対策をとり、総合戦略におけるターゲットを「定住する若者を増やすこと」「結婚し、子育てする若者を増やすこと」を対策の柱とします。

4. めざす姿

第2次横手市総合計画の重点目標を「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目指す姿に据え、整合を図ります。

『働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち』

横手市で安定した基盤のもとで生活していくためには、第一に雇用の受け皿が多様で強固なものでなければなりません。若者が仕事を求めて首都圏へ転出する流れを抑制するためにも、市の基幹産業である農業分野での新規就農への取り組みや6次産業化等による農業振興をはじめ、起業支援、地元企業の経営力の強化、企業誘致、人材育成などを図り、充実感を持って働くことができ、暮らし続けたいと思うまちの実現を目指します。

『安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち』

結婚や出産を望む若い世代が、結婚し、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、いつまでも住み続けたいと思うまちを目指します。また、一度は地元を離れた人も再び帰ってきて住んでみたい、横手市に戻って子育てしたいと思うまちの実現を目指します。

《最上位指標》

①人口減少が緩和されている

②年齢構成が是正に向かっている

Ⅳ. 基本目標と施策の基本的方向

1. 基本目標

基本的視点に沿った2つの基本目標を次のように設定し、それぞれの目標に対し、計画期間中の基本指標を設定します。

**基本目標1：横手に住む価値を持ち、定住する若者が増えている。
～雇用があり、住みたい、住み続けたい 魅力あふれる まちを実現する～**

基本指標1：社会増減（純移動数）（住基ベース）

平成26年度 △467人 → 令和2年度 △330人

基本指標2：市に住み続けたいと思う市民の割合を増加させる

《手段①》「若者が横手で定職に就ける、起業できる仕組みが整っている。」

本市が平成27（2015）年に実施した「若者意識調査」によると調査対象者の約8割が結婚したいと希望し、そのうちの約9割が子どものいる生活を望んでいます。一方、その希望実現のためには経済的な安定が必要との意見も多く、市が取るべき手段として『産業振興による地域経済の活性化を通じた雇用の創出は優先課題』です。

地域経済を活性化させるためには、市内の資金を循環させるだけではなく、市外を販売市場として市外の資金（＝外貨）を獲得する域外市場産業の振興が重要ですが、本市が実施した地域経済分析や市の産業連関表からは、『農業及び輸送用機械器具を中心とした製造業に本市の強み』があると読み取れます。本市の総合戦略では『農業と製造業に的を絞った施策に重点的に取り組み』ます。

特に当市の基幹産業である農業については、その取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、グローバルな視点に立てば世界的な人口増により食糧需要は増し、『農地を保有することの優位性、有用性は揺るがない』ものと考えられます。『本市にとって農業が果たすべき役割は大きく、雇用の受け皿として農業の担い手の確保と育成を図ることは、人口減少の逡巡に寄与できる手段』です。

《手段 ②》「横手の魅力が内外に知られ、横手の「豊かなくらし」を楽しむ若者が増えている。」

未来の横手を担うべき若い世代が、地元に着し、または再び戻ってくる選択を持つことが意識できるよう、地域価値をよく知る取り組みや地域自治、地域課題等への参画などを主体とする『愛着と誇り（シビックプライド）を醸成するためのふるさと教育やまちづくり教育などに取り組む』必要があります。

観光誘客をはじめとした交流人口の増加を促進することも外貨を獲得するための有効な手段と考えます。多様な来訪者が行き交い「まち」が潤うよう、観光地域づくりの体制を整え、本市の魅力発信や魅力ある地域資源の発掘とブラッシュアップに取り組めます。

基本目標 2：横手で家庭を持つ若者が増えている。

～若い世代が、結婚や安心して子どもを産み育てられる希望を持てるまちを実現する～

基本指標 1：婚姻数 353組 (H25) → 372組 (R2)

基本指標 2：出生数 526人 (H26) → 550人 (R2)

《手段 ①》「横手市で若い夫婦の数が増えている。」

平成 22(2010)年人口動態統計では 396 組が婚姻しており、平成 25(2013)年では 353 組と減少傾向にあります。また、平成 22 (2010) 年国勢調査では、男性は 30 代前半で 4 割以上が未婚、女性は 20 代後半で 5 割が未婚であり、特に女性の晩婚化が顕著となっています。

加えて、本市の特徴として、過去 10 年間における出生順位別出生数の推移について、第 1 子の出生数が△41.6%と大きく減少しているのに対し、第 2 子以降については、比較的減少幅が少ない傾向にあります。

このことから、横手市としては、『婚姻数や第 1 子の増加という観点から対策の照準を合わせていく』ことが必要であり、共通の趣味等をテーマとしたグループによる出会いの手法をはじめ、結婚サポーター等や若者同士による個別の出会いなど、『多様な出会いの機会を創出し、結婚を希望する若い世代へ訴求する結婚支援』が求められています。

《手段 ②》「希望どおりの子どもの数が持てる仕組みが整っている。」

女性が、育児や家事などの家庭生活と仕事の両立を余儀なくされることにより結婚や出産に消極的となることがないように、多様な保育サービスの提供のみならず、男性の育児休業等の取得を促進するなど、行政だけでなく企業や事業所そして市民が一丸となって、『より良い「働き方」や「ワークライフバランス」の実現を目指していくことが必要』です。

出産を希望する若い世代の希望の実現のためには、経済的な安定が重要であり、『子育て世代の可処分所得増への取り組みも重要』です。子育て支援という側面からは、保育料や医療費の軽減事業を行っておりますが、進む核家族化の状況に鑑み、比較的家計負担の大きい住宅関係費について支援を行っていく必要があると考えられます。

また、その支援にあたっては、経済的な面を含めさまざまなメリットがある3世代同居や近居の促進という観点を取り入れていくことが重要です。

2. 施策の基本的方向と主な事業、客観的な指標

基本目標を達成するために、取り組む施策の基本的方向と主な事業を示し、その重要業績評価指数（KPI）※1を次のとおり設定します。

※1 重要業績評価指数（KPI）

Key Performance Indicator の略称。事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

基本目標1：横手に住む価値を持ち、定住する若者が増えている。
 《手段①》「若者が横手で定職に就ける、起業できる仕組みが整っている。」

■農業経営の強化と新規就農者の確保・育成

本市の基幹産業である農業が海外を含めた産地間競争を勝ち抜き、さらなる振興を目指すため、地域価値創造拠点の整備と研修制度の充実を通じ、農業者の経営力や農業技術の向上及び次世代の農業を担う新規就農者の確保と育成に取り組めます。

重要業績評価指標（KPI）

新規就農者数 180人（H27～R2 累計）

（具体的な取組）

- よこて農業創生大学事業【地方創生先行型交付金】
 - ・地域価値創造拠点整備事業
 - ・農業経営者等育成事業
 - ・戦略作物品質向上プログラム確立事業（H31年度～）
- 就農支援事業
 - ・新規就農者レベルアップ事業
 - ・フロンティア農業者育成事業

- ・ 地域で学べ農業技術研修事業
- ・ 農業次世代人材投資事業
- ・ 農業インターンシップ事業
- ・ 「横手で農業を」 スタートアップ支援事業
- ・ 「横手のホップ」 ステップアップ事業
- ・ 秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業（建設）（H31 年度～）
- ・ 青年就農給付金事業（～H29 年度）

■成長が期待される産業の振興支援や起業・創業支援等による雇用の確保

外貨を獲得する効果の大きい製造業やＩＣＴ関連などの成長分野と期待される産業を中心に、企業が持つ課題に沿った支援を通じて、企業体力の強化を図り、雇用の場の拡大を目指します。

市内起業を目指す方へのきめ細かい支援体制を図るとともに、県外市外からのＵＩＪターンによる起業家の誘致や事業所・サテライトオフィス等の移転を目指します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

- ・ 製造品出荷額 1,304 億円（H27 直近値）⇒ 1,424 億円（R2）

（具体的な取組）

- 若年者等人財育成・地元定着支援事業
 - ・ 若年者等人財育成・地元定着支援事業（～H31 年度）
 - ・ 就職情報総合ポータルサイト「ジョブナビ」構築事業
 - ・ インターンシップ促進支援事業
 - 起業・創業支援事業
 - ・ 横手市起業家育成事業
 - ・ 横手市起業家発掘事業（～H31 年度）
 - 成長産業支援事業
 - ・ 特定産業・大規模立地企業等研修支援事業
 - ・ B I G プロジェクト支援事業（～H30 年度、R2 年度～）
 - ・ 地域経済牽引事業【地方創生推進交付金】（H31 年度～）
 - ・ I C T ビジネス推進事業（～H29 年度）
 - 新製品・新技術開発支援事業
 - ・ 地域ビジネス発掘調査事業
 - ・ ものづくり事業化プラン、プロジェクト発掘支援事業
- 【地方創生先行型交付金】
- I T / ソフトウェア関連産業立地優遇制度助成事業
- 【地方創生先行型交付金】

基本目標 1：横手に住む価値を持ち、定住する若者が増えている。

《手段 ②》「横手の魅力が内外に知られ、横手の「豊かな暮らし」を楽しむ若者が増えている。」

■横手で活躍できる人材の育成

横手の次世代を担う市内小中学校の児童生徒に対し、地域の歴史、地元企業、地域自治活動とその課題の共有を通じ、身近な社会（＝横手市）への関わりの意識付けを図り、郷土の愛着と誇りを持って地元で活躍できる人材の育成につなげます。

重要業績評価指標（KPI）

「横手を学ぶ郷土学」完全実施校 23校(全校) (R2)

（具体的な取組）

- 「横手を学ぶ郷土学」創設事業
- 次世代ものづくり人材育成事業
- 増田まんが美術館費
 - ・マンガ活用教育推進事業（H31年度～）
- 地域自治や地域課題への参画を通じた人材育成

■観光振興等による交流人口の拡大

「観光地域づくり」の体制を整え、増田まんが美術館や増田の町並みに代表される増田エリアへの観光誘客をはじめ、訪日外国人をターゲットとしたインバウンドへの対応などを推進し、交流人口の増加に取り組み、市内経済の好循環を促します。

また、横手の魅力ある農産品や加工品を、ふるさと会などの応援人口の拡大による認知度の向上や海外への販路拡大の支援などを通じて、国内外の販売促進につなげ、事業者の所得向上と地域経済の活性化を図ります。

こうした取り組みをより効果的なものとするため、行政だけでなく市民や企業などを含めた多様な主体が発する情報を多言語化も含めて整理し、だれもが理解でき、手にとってもらえる情報の発信体制の強化促進を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

市内の延べ宿泊者数 234千人（H26実績） ⇒ 265千人（R2）

- 横手市情報発信戦略プロジェクト事業（※以下2事業統合）
 - ・横手情報センター（仮称）構築事業【地方創生加速化交付金】（～H29年度）
 - ・横手情報センター連携事業（～H29年度）

- 増田まんが美術館魅力アップ事業【地方創生先行型交付金】(～H30 年度)
 - ・マンガ原画収集保存事業 (～H30 年度)
 - ・特別企画展等開催事業 (～H30 年度)
 - ・人材育成事業 (～H29 年度)
- 増田まんが美術館整備事業【地方創生拠点整備交付金】(～H30 年度)
- 増田まんが美術館費
 - ・増田まんが美術館情報発信強化事業
 - ・増田まんが美術館費(債務負担含)(H31 年度～)
- 横手産品販路拡大事業
 - ・横手産品販路拡大推進事業
 - ・海外販路開拓支援事業【地方創生加速化交付金】
- 応援人口拡大事業【地方創生先行型交付金】
- 観光誘客推進事業
 - ・国際的産学官連携モデル事業【地方創生先行型交付金】(～H31 年度)
 - ・インバウンド対応事業(R2 年度～拡大)
- 増田のまちなみ振興事業
 - ・増田エリア観光誘客事業
 - ・まちなみ振興事業(～H30 年度)
- よこて観光地域づくり推進事業
 - ・地域DMO構築事業【地方創生加速化交付金】(～H29 年度)
- 文化財観光活用地域連携事業(～H30 年度)

■移住・定住の促進

様々な媒体を通じて横手の良さを発信しながら、首都圏等からの移住・定住希望者に対するきめ細かな相談体制と総合的な受け入れ体制を構築し、本市への移住・定住を促進します。

重要業績評価指標(KPI)

市の関与により移住した世帯数 65 世帯(H27～R2 累計)

(具体的な取組)

- 移住定住促進事業
 - ・移住定住促進事業(H31 年度～拡大)
 - ・よこてライフ体験事業【地方創生先行型交付金】
- 移住促進空き家対策事業
- 就農支援事業
 - ・移住就農者農業経営安定支援事業(H31 年度～)

■安心して暮らしやすい地域社会の維持

地域コミュニティの衰退により地域が抱える課題は、雪対策をはじめとする各種の日常生活支援、公共交通等の移動の確保など数多くあります。今後は画一的なまちづくりではなく、地域の実情に応じたまちづくりを進め、そこに暮らす人にとって魅力ある、暮らしやすいまちを目指します。

重要業績評価指標（KPI）

横手市共助組織数 9 団体（H27） ⇒ 19 団体（R2）

（具体的な取組）

- 地域づくり支援事業
- 地域づくり市民活動補助事業
- 町内会活動補助事業
- 「みんなでささえあう地域づくり活動」支援事業（～H29 年度）
- 山内南郷コミュニティセンター費
 - ・山内南郷コミュニティセンター整備事業【地方創生拠点整備交付金】（～H29 年度）
- 移動市役所の検討

基本目標 2：横手で家庭を持つ若者が増えている。

《手段①》「横手市で若い夫婦の数が増えている。」

■結婚を希望する若い世代へのアプローチ

結婚や出産は、個人の意思によるものであることを基本としながらも、若い世代が結婚生活や子どものいる生活について意識を持ち、自然な流れで人生の節目を迎えられるよう、若い世代の出会いと結婚を支援する体制を整備します。

重要業績評価指標（KPI）

婚姻数 353 組（H25） → 372 組（R2）

（具体的な取組）

- 若者出会い・結婚生活応援事業
 - ・若者交流事業
 - ・幸せブーケトス事業
 - ・結婚サポーター等活動強化促進事業（～H29 年度）

基本目標 2：横手で家庭を持つ若者が増えている。

《手段②》「希望どおりの子どもの数が持てる仕組みが整っている。」

■安心して子どもを産み育てられる環境のさらなる向上

夫婦が希望する子どもの数を叶えることができるよう、子育て世帯の仕事と家庭の両立を支援するため、多様な保育サービスの提供に加えて「働き方改革」や「ワークライフバランスの実現」に向けた施策に取り組むとともに、家事や子育てを協力し合い、それぞれの負担を減らすことのできる3世代同居・近居の促進を図ります。また、経済的な負担の軽減を目的として、医療費や保育料等の軽減の拡大を行います。

重要業績評価指標（KPI）

出生数 526 人（H26） → 550 人（R2）

（具体的な取組）

- 若者出会い・結婚生活応援事業（再掲）
 - ・三世代同居等促進住まい支援事業
 - 男女共同参画社会推進事業
 - ワークライフバランス推進事業
 - ・ワークスタイル研修受講支援事業
 - ・「男」の育児休業取得促進事業（～H29 年度）
 - 福祉医療助成・保育料助成制度の拡充
 - ・福祉医療費（中学生通院医療費への拡大）
 - ・子どものための教育・保育給付費
- （すこやか子育て支援事業県事業拡大分）
- 保育支援事業
 - ・病児保育事業（新規開設）

3. 主な事業・取組一覧

基本目標1：横手に住む価値を持ち、定住する若者が増えている。	
手段	具体的事業
① 若者が、横手で 定職に就ける、起業できる仕組みが整っている。	(1)よこて農業創生大学事業 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) ア. 地域価値創造拠点整備事業 イ. 農業経営者等育成事業 実験農場を核として、高収益型農業経営モデルの構築や6次産業化の推進等のための地域価値創造拠点を整備し、あわせて当該拠点において確かな栽培技術と優れた経営知識を持つ農業経営者の育成と新規就農者のための農業技術向上のための研修等を実施する。 ウ. 戦略作物品質向上プログラム確立事業(H31 年度～) 戦略作物の作付にかかる経費の一部を助成する。
	(2)就農支援事業 ア. 新規就農者レベルアップ事業(H26 以前～) 農業経営者または農業後継者を目指す人に対し、学習や研修の場を提供する。 イ. フロンティア農業者育成事業(H26 以前～) 農業経営者または農業後継者を目指す人に対し、県や市の施設において農業技術研修を実施する。 ウ. 地域で学べ農業技術研修事業(H26 以前～) 農業後継者等に対し、市内の実験農場等において農業技術等を習得するための研修に要する経費の一部を補助する。 エ. 農業次世代人材投資事業(H30～) 農業経営者に対し、経営が安定するまでの間、営農指導や給付金を支給する。〔青年就農給付金事業(～H29)〕 オ. 農業インターンシップ事業(H26 以前～) 高等学校で農業を専攻している生徒に対し、研修や先進地視察を実施する。 カ. 「横手で農業を」スタートアップ支援事業(H30～) 就農相談会や短期研修の開催、転入して農業を継続的に営もうとする研修生や新規就農者に家賃の一部を補助する。 キ. 「横手のホップ」ステップアップ事業(H30～) ホップ生産者の担い手確保および新規栽培、又は拡大等に必要のホップ棚及び高所作業車の導入又は修繕に係る費用の一部を助成する。

	ク. 秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業(建設)(H31～) しいたけ生産関連施設等の整備に要する経費の一部を助成する。 ケ. 青年就農給付金事業(～H29) 農業経営者に対し、経営が安定するまでの間、営農指導や給付金を支給する。
	(3)若年者等人財育成・地元定着支援事業 ア. 若年者等人財育成・地元定着支援事業(～H31) 市内の企業、事業所等が18歳以上40歳以下の職員に対して行う人材育成に係る経費や市内40歳以下の求職者等が就業等に必要な資格の取得等に係る経費の助成を実施する。 イ. 就職情報総合ポータルサイト「ジョブナビ」構築事業(H28～) 若者の横手市への定住を促進するため、新卒者等の若い世代を対象としたUターンのための就職を支援する、市内企業の求人状況や企業情報等就職情報ポータルサイトを構築する。 ウ. インターンシップ促進支援事業(H29～) 市内企業の魅力の理解や市内就職の促進に有効な制度であるインターンシップの機会を増やすため、大学生等が負担する市内企業へのインターンシップ参加に要する経費を助成する。
	(4)起業・創業支援事業 ア. 横手市起業家育成事業(H26 以前～) 市内で新たに起業しようとする方若しくは起業して間もない方に対し、安価で事務作業スペースを提供するとともに、起業のための経営指導、各種支援制度等の情報提供など多角的な支援を実施する。また、起業・創業に対する助成事業を実施する。 イ. 横手市起業家発掘事業(～H31) 県外在住の仕事を作り出せる起業家を発掘し、市内での移住と起業を図る。あわせて市内企業とのビジネスマッチングも行う(～H29)。起業家の方々に対する伴走型の経営支援(ハンズオン支援)を行うことで、ビジネスの成長を図る。
	(5)成長産業支援事業 ア. 特定産業・大規模立地事業等研修支援事業(H28～) 特定業種や一定の要件を満たす新規立地企業等に対し、社員に対する研修に係る経費や研修を受ける社員の旅費を助成する。 イ. BIGプロジェクト支援事業(H28～、R2～) 一定の要件を満たす市内中小企業または市内に新たに立地する企業に対し、設備投資等に係る経費の一部(上限設定有)

	を補助する。 ウ. 地域経済牽引事業【地方創生推進交付金】(H31～) 経済的波及効果の高い地域経済牽引事業の確実な実施を後押し、産業振興による地域経済の振興と雇用の創出・拡大を図るため、設備投資に係る費用の一部を助成する。 エ. ICTビジネス推進事業(～H29) ICTを活用したビジネスの事業拡大や起業を目指す方、また生産性や付加価値の向上のためICTを活用しようとする事業者の方を対象にセミナーを開催する。 (6)新製品・新技術開発支援事業 ア. 地域ビジネス発掘調査事業(H26 以前～) 企業等が新たな事業アイデアに基づき、雇用創出や横手市の課題解決につながる可能性をもつ新製品の開発やその事業化を行おうとする場合、市が当該事業への助成を行う。 イ. ものづくり事業化プラン・プロジェクト発掘支援事業 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) 地域課題解決や市民生活を豊かにするニーズ・シーズを元としたプラン等の公募を実施して、優良なアイデアやプランを表彰し、事業化に係る経費を助成する。 (7) IT・ソフトウェア関連産業立地優遇制度助成金 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) 地理的条件がハンデとなりにくく、若年層にとって魅力があるとされる IT・ソフトウェア関連産業の成長を支援するため、雇用や事務所経費等に対し助成金を支給する。
② 横手の魅力が内外に知られ、横手の「豊かな暮らし」を楽しむ若者が増えている。	(1)「横手を学ぶ郷土学」創設事業(H27～) 小学生から中学生まで総合的に活用できる「横手を学ぶ郷土学総合テキスト」の作成等を通じ、郷土に愛着と誇りをもった子どもを育成する。また、地域の伝統芸能等が次世代につながるよう、育成チームの立ち上げや伝統文化発表大会等を実施する。 (2)次世代ものづくり人材育成事業(H26 以前～) 望ましい勤労観や職業観の育成を図るため、小中学生を対象とした職場見学ツアーや職場体験受入等を実施する。 (3)増田まんが美術館費 ア. マンガ活用教育推進事業(H31～) マンガを活用した教育を推進するため、市内小中学校の児童、生徒を対象とした出張マンガ教室、短期マンガ教室を開催する。また、県内外の小中学校を対象に学習旅行の案内を行う。

	(4)地域自治や地域課題への参画を通じた人材育成 (H26 以前～) 若い世代が地域自治や地域課題を共有することを通じて、身近な社会(＝横手市)への関わりを意識づける場を設ける。
	(5)横手市情報発信戦略プロジェクト事業(H30～) ※以下 2 事業統合 横手情報センター(仮称)構築事業【地方創生加速化交付金】 (H26⇒H27 繰越)及び横手情報センター連携事業(～H29) 行政のみならず、市民や企業など多様な主体が発する情報を多言語化も含めて磨き上げ、だれもが理解し手にとってもらえる情報の発信体制の強化を図るため、市の魅力をより一層効果的に伝えることのできる横手情報センターを構築し、連携を進める。
	(6)増田まんが美術館魅力アップ事業 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) まんが原画収蔵世界一をコンセプトとした増田まんが美術館の施設リニューアルにあわせ、まんが原画の収集保存と企画展等を実施し、展示の充実等ソフト面からその魅力の向上を支える。 ひいては、当館と増田の町並みを連動させ、地域資源としての魅力の相乗効果を図り、国内外から来訪者を誘引し、交流人口の拡大と地域経済活性化につなげる。 ア. マンガ原画収集保存事業(～H30) まんが原画の収蔵及びアーカイブ化を進める。 イ. 特別企画展等開催事業(～H30) 増田まんが美術館の魅力を内外に発信するため、まんがに造詣が深い大学等と連携した官学交流イベント等を実施する。 ウ. 人材育成事業(～H29) まんがに関する専門的知識を有する人材(マンガ学芸員)の養成に向けた取り組みや子どもたちを対象とした移動まんが教室を実施する。
	(7)増田まんが美術館整備事業(～H30) 【地方創生拠点整備交付金】(H28、H28⇒H29 繰越) 「増田ふれあいプラザ」全体を、「増田まんが美術館」として単館施設にリノベーションし、平成 31 年度には 17 万 5 千点もの原画の収蔵とその活用を行う施設として、世界でもオンリーワンの「まんが原画収蔵作家数世界一」、「まんがの聖地」として国内外からのマンガ・アニメ・映画ファン等を集客し、交流人口の拡大を図る。
	(8)増田まんが美術館費 ア. 増田まんが美術館情報発信強化事業(H30～)

	市民と協働し、様々な媒体を通じた情報発信を強化し、誘客を図る。 イ. 増田まんが美術館費(債務負担金)(H31～) 増田まんが美術館オープンに合わせたイベント等を開催し、魅力を広く周知するとともに、オープン後の交流人口増加を目指す。
	(9)横手産品販路拡大事業 ア. 横手産品販路拡大推進事業(H26 以前～) 首都圏や仙台圏の店舗催事等を活用した農産品・農産加工品のPR・販促活動・テストマーケティングを実施する。また、農業生産者とバイヤーとを引き合わせ、商談機会を増やし、定期商流に向け支援を行う。 イ. 海外販路開拓支援事業 【地方創生加速化交付金】(H28⇒H29 繰越) 観光誘客の大きな力ともなり得る横手産品について、海外販路への拡大を行おうとする事業者の支援を行い、事業者の経営力強化とインバウンドの促進につなげる。
	(10)応援人口拡大事業 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) 「よこてFun通信」の発行を通じ、よこてファンを獲得し、交流人口の増加と横手産品の販路及び消費の拡大を促進する。
	(11)観光誘客推進事業 ア. 国際的産学官連携モデル事業(～H31) ※インバウンド対応事業に統合 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) 台湾の大学との連携により、中国語サイトやガイドブックを作成し、台湾人旅行者に向けた誘客を積極的に推進する。 イ. インバウンド対応事業(H28～)拡大(R2～) 秋田県との合同によりタイや台湾を主なターゲットとしたPR事業を実施するほか、多言語表記による案内板の設置、おもてなし講習会の開催など、外国人観光客受け入れと誘客のための各種事業を展開する。 また、台湾の大学との連携により、応援人口のネットワークを活用し、中国語サイトやガイドブックを作成するなど、台湾人旅行者に向けた誘客を積極的に推進する。
	(12)増田のまちなみ推進事業 ア. 増田エリア観光誘客事業(H28～) 内蔵やまんが美術館、増田の町並み全体が増田エリアの魅力

	として認知されるよう、増田エリアの魅力発信と観光誘客の増加のため、航空会社及び近隣自治体との共同による旅行商品の企画や増田の雪まつり及び酒蔵の連動観光ルートを作成する。また、イベント等を開催する。 イ. まちなみ振興事業(～H30) 増田の街並みの魅力を発信し、知名度アップや交流人口の増加、伝統的建造物の利活用促進などを図る。
	(13)よこて観光地域づくり推進事業(地域DMO構築事業) 【地方創生加速化交付金】(H27⇒H28 繰越) 地域の「稼ぐ力」の創出と「まちづくり」を有機的に結び付け観光地全体をマネジメントしていく「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを実現するための法人「横手市版DMO」を立ち上げ、多様な関係者が連携しつつ、(一社)横手市観光推進機構とともに明確なコンセプトに基づいた戦略的な施策を実行し、来訪者にとっては「訪れて良し」、住民にとっては「住んで良し」の環境づくりを進める。
	(14)文化財観光活用地域連携事業(～H30) 文化財を活用し観光客を誘客するための事業を展開するため、広域連携協議会を立ち上げ、文化庁事業(日本遺産等)と連携を図りながら日本遺産認定を目指す。
	(15)移住定住促進事業 ア. 移住定住促進事業(H26 以前～)拡大(H31～) 横手市への移住・定住を考えている方々からの、移住にまつわる様々な相談や要望に応える「移住コンシェルジュ」を設置する。また、首都圏において移住相談会やセミナーを実施し、移住定住を促進する。また、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を図るため、地方創生推進交付金を活用し、移住者に対し支援金を支給する。 イ. よこてライフ体験事業 【地方創生先行型交付金】(H26⇒H27 繰越) NPOや関係団体との連携により情報発信の強化や移住体験ツアーを実施する。
	(16)移住促進空き家対策事業(H26 以前～) 横手市への定住を目的に市内の空き家を購入し、市に転入される方、または転入された方を支援するため、空き家のリフォーム工事や雪囲いの設置、雪下ろしにかかる費用の一部を助成する。
	(17)就農支援事業 ア. 移住就農者農業経営安定支援事業(H31～)

	県外から移住し、新たに農業経営を開始する者を対象に、営農開始時の立ち上げ経費の軽減を図る目的で経費の一部を支援する。
	(18)地域づくり支援事業 ア. 地域運営組織形成支援事業(H30～) 地域運営組織形成に向け、地域住民を対象としたワークショップ、先進地視察、研修等を実施する。
	(19)地域づくり市民活動補助事業(H30～) 豊かな地域社会を実現するため、地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動や地域課題活動に対し補助する。
	(20)町内会活動補助事業(H30～) 自治会、町内会、集落等が行う活動(環境保全、地域活性化、伝統文化継承、福祉、防災防犯、世代間交流)やコミュニティ活動に必要な備品整備に要する経費に対し補助する。
	(21)みんなでささえあう地域づくり活動支援事業(～H29) 地域の実情に即した雪対策や災害に備えるための協力体制の構築など、地域コミュニティを維持し互いに助け合う仕組みづくりを推進するため、地域で「共助」の意識を高めたい、「共助」に取り組む活動を行いたいという団体に補助金を交付する。
	(22)山内南郷コミュニティセンター費(～H29) 山内南郷コミュニティセンター整備事業 【地方創生拠点整備交付金】(H28⇒H29 繰越) 山内地域の南郷地域における、先駆的な市民の共助活動や相互扶助、自主防災の取り組みの場を確保し、その活動をさらに推進させることを目的としたコミュニティセンターを整備する。
	(23)移動市役所の検討(H28～) 人口減少社会の中にあっても、市民の利便性の維持向上のため、必要度の高い民間のサービス業務と併せて一定の行政サービスを地域に出向いて提供する「移動市役所」の検討を行う。

基本目標2:横手で家庭を持つ若者が増えている。

手段	主な事業
① 横手市で若い夫婦の数が増えている	(1)若者出会い・結婚生活応援事業 ア. 若者交流事業(H26 以前～) 市内の地域資源等を活用した「街コン」や「趣味コン」など、单身男女が気軽に楽しむことができる出会いの場を創出し、交際ひいては結婚につなげる。

	イ. 幸せブーケス事業(H28～) 成婚に至り、市内に3年以上居住する意思をもつ世帯に対し、新生活応援報奨制度を実施する。なお、報奨金(横手市共通商品券)を受けた世帯が婚姻後2年間のうちに新たなカップルを成婚に導いた場合には、仲介報奨として報奨金(横手市共通商品券)を追加で交付する。 ウ. 結婚サポーター等活動強化促進事業(～H29) ① 結婚サポーター等の紹介により、交際を開始した者が成婚に至った場合に、当該成婚者の居住地(住民票)の状況に応じ報奨金(横手市共通商品券)を交付する。 ② 結婚サポーター等の紹介により交際を開始した者が成婚に至った場合、当該結婚サポーター等による成婚事例等を発表する機会を設け、成婚につながる手法の情報共有を図る。
② 希望どおりの子どもの数が 持てる仕組みが整っている	(1)ワークライフバランス推進事業 ア. ワークスタイル研修受講支援事業(H28～) 働き方の改革に敏感で、仕事と家庭生活の両立の実現に取り組む企業を増やすため、企業や事業所向けにライフワークバランス等に関する研修等を実施し、雇用者を研修に派遣させた企業や事業所に対し、研修費を助成する。 イ. 「男」の育児休業取得促進事業(～H29) 夫が積極的に子育てに関わり、夫婦ともにワークライフバランスの実現が達成できるよう、子育てに積極的に関われる職場づくりを応援するため、10日以上育児休業を取得した男性労働者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給する。 (2)若者出会い・結婚生活応援事業(再掲) ア. 三世代同居等促進住まい支援事業(H28～) 子育て世帯(18歳以下の子どもをもつ世帯)が、新たに親元等と同居又は近居しようとする場合に必要な費用(当該世帯の住宅取得費用、当該世帯又は親元等が所有する住宅の増改築等)の一部を助成する。(補助金の一部は横手市共通商品券による) (3) 福祉医療費(中学生通院医療費への拡大)(H28～) 現行の補助制度の助成対象をさらに拡充し、平成27年度から実施している中学生の入院費用に加え、通院の医療費も対象とし、自己負担を実質無料化する。 (4)子どものための教育・保育給付費 (すこやか子育て支援事業県事業拡大分)(H28～) H28.4.2以降に、第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の

	所得制限下において、第2子以降の保育料を全額助成する。
	(5)男女共同参画社会推進事業 男女共同参画意識普及啓発のため、市報やホームページ等による啓発のほか、イベントや研修会等を開催する。
	(6)保育支援事業 病児保育事業(新規開設)(H28～) 多様な保育ニーズに対応した各種の保育支援事業を引き続き実施する。

V. 検証体制

原則アウトカムベースの評価指標を設定することにより、PDCAサイクルを回し、総合戦略に基づいた取り組みのフォローアップを図ります。

庁内：第2次横手市総合計画の行政評価制度による。

庁外：外部有識者（産学官等）を含めた組織を設置する。